

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部地震による  
廃棄物処理の状況と対応について

**1 ごみ・し尿の通常収集の実施【6月18日（月）～】**

- ・ 地震より、各家庭から排出されるごみについては、普通ごみ、粗大ごみ（小型・大型）の分別区分及び平常時の収集日スケジュールに基づく収集を実施しています。
- ・ 陶器、ガラス類、数枚程度の少量の瓦等の割れ物は、普通ごみとして、普通ごみの日に地域で指定されているごみ集積場所に排出していただき、危険のないよう新聞紙などに包み、「割れ物」と貼紙をし、3袋程度ずつ小分けにして出してくださいよう、市民の皆さまに協力をお願いしているところです。
- ・ 破損した 30 cm以上1m 未満の「イス」「扇風機」「木材」などは、小型粗大ごみとして、小型粗大ごみの日に地域で指定されているごみ集積場所に排出し、破損した1m 以上の「扉」「たんす」「木材」などは、大型粗大ごみとして、大型粗大ごみの日に地域で指定されたごみ集積場所に排出していただき、3点程度ずつ小分けにして出してくださいよう、市民の皆さまに協力をお願いしているところです。

**2 地震によるごみの臨時収集【6月18日（月）～】**

- ・ 破損した家財道具などが大量にあり、一度に処分されたい場合は、必ず事前に環境事業課まで連絡をいただき、状況確認のうえ収集日程等を調整しております。

**3 地震によるがれきの持込【6月19日（火）～】**

- ・ 環境衛生センターグラウンドにがれきの仮置場を設置しております。
- ・ 大量の破損した瓦、倒壊したブロック塀等がれきや地震により発生した大量の普通ごみ・粗大ごみを環境衛生センターに直接持ち込まれたい場合は、必ず事前に環境衛生センターまで連絡をいただき、状況確認のうえ受付・受入を行っております。

**4 地震により破損した家電4品目とパソコンの持込・収集【6月21日（木）～】**

- ・ 破損した家電リサイクル法対象4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコン）とパソコンは、地震に伴う国の措置に沿い、環境事業課で引き取っております。
- ・ 破損した家電4品目とパソコンの引き取りを希望される場合は、必ず事前に環境衛生センターまたは環境事業課まで連絡をいただき、持込の受付・受入または収集の受付を行っております。

※ 家電4品目とパソコンの持込の受付・受入及び収集の受付につきましては、平成30年7月31日（火）の午後5時で終了いたします。